山口市犯罪被害者等支援条例 逐条解説

令和6年3月22日 山口市 地域生活部 生活安全課

山口市犯罪被害者等支援条例逐条解説 目次

第1	条	目	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2	条	定	養		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第3	条	基	本:	理為	念	•		•	•	•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•			•	5
第4	条	市	<u>の</u>	責	努	•		•		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第5	条	市	民	等(の責	責	答	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第6	条	事	業	者は	の責	責	答	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	8
第7	条	学	校	等の	の責	責	答	•	•	•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•			•	8
第8	条	相	談	及で	び作	青载	報(か:	提	供	等		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•			•	9
第9	条	見	舞:	金α	のっ	支約	合	等	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	10
第1	0条	ŧ	日台	常生	主剂	舌(のう	支	援	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	11
第1	1条	ŧ	安	全位	の石	隺	呆	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
第1	2条	Ē	居	住化	のタ	安定	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	13
第1	3条	ŧ	雇	用化	のタ	安定	É		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
第1	4条	ŧ	理	解(のt	曾,	隹	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
第1	5条	ŧ	教	育》	舌重	功(の打	推.	進	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
第1	6条	ŧ	人	材化	のす	育/	戉		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
第1	7条	ŧ	民	間	支担	爰[团化	本.	^	の	支	援		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
第1	8条	Ē	支	援(の制	訓	限	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	17
第1	9条	Ę	委	任	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•		•	•		•	17
附即																														17

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、本市における犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、市、市民等、事業者及び学校等の責務を明らかにし、犯罪被害者等への支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害からの回復又は被害の軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条例の目的について定めています。

犯罪等の被害者やその家族、遺族は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、多くの場合、心身の不調や、周囲の配慮に欠ける言動等による精神的な苦痛、経済的な損失など、様々な困難に直面します。

このような状況を踏まえ、犯罪被害者等の権利利益を保護するため、平成16年に犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)が制定され、犯罪被害者等のための施策に関して、国、地方公共団体及び国民の責務等が定められました。

本条例は、犯罪被害者等基本法における本市の責務を果たすため、犯罪被害者等への 支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援に関す る施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害からの回復又は被害の軽減と、犯 罪被害者等を支える地域社会の形成を図る施策を総合的に推進することにより、誰もが 安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等への支援等に関し、国と の適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、 及び実施する責務を有する。 (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する偏見や配慮に欠ける言動、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、平穏な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被 事をいう。
- (5) 市民等 市内に居住又は通勤若しくは通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業を営む個人、法人その他団体をいう。
- (7) 学校等 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校及び児 童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第7条第1項に規定する児童福祉施設を いう。
- (8) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等への支援を行う民間の団体をいう。
- (9) 関係機関等 国、山口県その他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を 行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをい う。

【解説】

本条例における用語の定義について定めています。

第1号「犯罪等」、第2号「犯罪被害者等」の定義は、犯罪被害者等基本法における 定義と同じです。なお、個々の施策の対象者については、施策ごとに適切に設定するこ ととなります。

第3号「二次被害」は、犯罪等による直接的な被害(一次被害)の後に、一次被害に 起因して生じる様々な被害のことをいい、例示の上、定義しています。

第4号「再被害」は、特に配慮を要することから、二次被害と別に定義しています。 第5号「市民等」は、本市に居住している方に限らず、本市に通勤、通学している方 を含めて、対象として定義しています。

第6号「事業者」は、本市で事業を営んでいる個人、法人、団体を対象として定義し

ています。

第7号「学校等」は、次の施設を対象として定義しています。

学校 ············ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

児童福祉施設 … 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定 こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童 発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児 童家庭支援センター

第8号「民間支援団体」は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等への支援を行う民間の団体を対象として定義しています。このうち、「犯罪被害者等早期援助団体」とは、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人で、その事業を行う者として都道府県公安委員会から指定を受けた団体です。山口県では、公益社団法人山口被害者支援センターが指定されています。

第9号「関係機関等」は、犯罪被害者等の支援に関わる各行政機関、弁護士会、日本司法支援センター(法テラス)等の公共的団体、第8号に規定する民間支援団体のほか、犯罪被害者等を支援する活動を行う個人も含みます。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(定義)

- 第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を 及ぼす行為をいう。
- 2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族 又は遺族をいう。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

(犯罪被害者等早期援助団体)

第23条 公安委員会は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び 平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目 的としない法人であつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正か つ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、同項に規定する事 業を行う者(以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。)として指定することがで きる。

- 2 犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業を行うものとする。
- 一 犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うこと。
- 二 犯罪被害等に関する相談に応ずること。
- 三 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が第十条第一項の規定に基づき行う裁定の申請を補助すること。
- 四 犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に、犯罪被害者等に対し、物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により援助を行うこと。

第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日閣議決定)

- I 第4次基本計画の策定方針及び計画期間
 - 1 第4次基本計画の策定方針(抜粋)
 - …第4次基本計画における「犯罪被害者等」とは、基本法第2条第2項に規定される 定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいい、加害者の別、 害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び 解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限 定は一切付されていない。当然ながら、個々の施策の対象となる者については、施策 ごとに適切に設定されるべきものである。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等への支援は、次に掲げる理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、推進するものとする。
- (1) 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳 にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行われなければ ならない。
- (2) 犯罪被害者等への支援は、犯罪等による直接的な被害、二次被害及び再被害の 状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、犯罪被 害者等のプライバシーに配慮し、迅速かつ適切に行われなければならない。
- (3) 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

【解説】

本条例の「基本理念」として、市が犯罪被害者等への支援を推進する上での基本的な 考え方を定めています。

本条例の基本理念は、犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえ、犯罪被害者等は、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していること、個々の事情やプライバシーに配慮を要すること、再び平穏な生活が営むことができるまでの間、継続して必要な支援を受けられること、としており、この基本理念にのっとり、本市は犯罪被害者等への支援を推進していきます。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(基本理念)

- 第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇 を保障される権利を有する。
- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている 状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な 生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受け ることができるよう、講ぜられるものとする。

(市の責務)

- 第4条 市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等への支援に関する施策を策定し、総合的に推進するものとする。
- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関等と連携して推進するものとする。

【解説】

犯罪被害者等への支援における市の責務について定めています。

犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたることから、関係機関等がそれぞれの 役割を適切に踏まえた支援を行うとともに、関係機関等が相互に連携して対応するこ とが必要となります。

市は、県や警察、民間支援団体などの関係機関等と適切に連携し、犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的に推進していきます。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等への支援等に関し、国と の適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、 及び実施する責務を有する。 (市民等の責務)

- 第5条 市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活 への配慮及び犯罪被害者等への支援の必要性(以下「犯罪被害者等が置かれている状況等」という。)について理解を深め、犯罪被害者等が二次被害を受け、又 は地域社会で孤立することのないように配慮するよう努めるものとする。
- 2 市民等は、市が行う犯罪被害者等への支援に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条例における市民等の責務について定めています。

犯罪被害者等が早期に平穏な生活を取り戻すためには、市民等の一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況等について理解を深め、地域社会全体で犯罪被害者等を支えることが大切です。

このため、犯罪被害者等への理解を深め、二次被害や地域社会で孤立することのないよう配慮に努めることや、市が行う犯罪被害者等への支援に対して協力するよう努めることを市民等の責務としています。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮 するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力する よう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況等について理解を深め、その 事業活動において犯罪被害者等が二次被害を受けることのないよう配慮すると ともに、犯罪被害者等の労働環境の整備その他必要な措置の実施に努めるものと する。
- 2 事業者は、市が行う犯罪被害者等への支援に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条例における事業者の責務について定めています。

事業者においては、事業活動の中で犯罪被害者等と接する可能性や、従業員が犯罪 被害者等の立場となる可能性があります。

犯罪被害者等は、犯罪等の被害による直接的な心身への影響に加えて、通院や裁判、被害に伴う各種手続きなど、様々な事情によって仕事を休まざるを得ないことがあります。また、以前と同じように仕事をすることが難しい場合があります。

このため、職場や事業活動の中で犯罪被害者等の事情に十分配慮し、二次被害の防止 に努めることや、市が行う犯罪被害者等への支援に協力するよう努めることを事業者の 責務としています。

(学校等の責務)

- 第7条 学校等は、犯罪被害者等である児童(児童福祉法第4条第1項に規定する 児童をいう。以下この項において同じ。)が置かれている状況を踏まえ、家庭及 び関係機関等と連携して、犯罪被害者等である児童が学校等において二次被害を 受けることのないよう配慮するとともに、児童の発達段階に応じた適切な支援を 行うよう努めるものとする。
- 2 学校等は、市が行う犯罪被害者等への支援に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条例における学校等の責務について定めています。

学校等に在籍する児童(この条文においては「満18歳に満たない者」)が犯罪被害者等の立場となる可能性もあることから、学校等による適切な支援が必要です。

このため、犯罪被害者等である児童の事情に十分配慮し、家庭や関係機関等と連携して、学校等における二次被害の防止や、スクールカウンセラー等の相談体制による児童の心のケアなどの支援に努めることや、市が行う犯罪被害者等への支援に協力するよう努めることを学校等の責務としています。

(相談及び情報の提供等)

- 第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の 提供及び助言、関係機関等との連絡調整その他必要な支援を行うものとする。
- 2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

【解説】

市が行う相談への対応や情報の提供等について定めています。

市では、本条例の所管課を犯罪被害者等への支援に係る総合的な対応窓口として、犯罪被害に伴って生じる困りごとなどの相談に対応し、支援に関する情報の提供や助言、適切な関係機関等の紹介などを行います。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(見舞金の支給等)

- 第9条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見 舞金の支給その他必要な支援を行うものとする。
- 2 見舞金の対象となる者、見舞金の額その他前項の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

市が行う見舞金の支給について定めています。

犯罪被害者等は、犯罪等の被害によって、家計を支えていた家族を失う、怪我や心的 外傷を負い治療が必要となる、入院の長期化等により仕事を失う、後遺症等により以前 と同じ仕事ができなくなる、転居が必要になる等、経済的な負担が生じることが少なく ありません。

市は、犯罪被害者等の被害直後の経済的負担を軽減するため、「犯罪被害者等見舞金」の支給等の支援を行います。

見舞金制度の詳細については、別途要綱により定めます。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第10条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、 日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じ た適切な福祉サービス等が提供されるよう必要な支援を行うものとする。

【解説】

市が行う日常生活の支援について定めています。

犯罪被害者等は、犯罪等により心身に深刻な影響を受け、日常生活が困難になることがあります。

市は、犯罪被害者等の状況に応じて適切な福祉サービス等が提供されるよう、関係機関等と連携して、サービスに関する情報の提供や利用の支援を行います。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身 に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健 医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。 (安全の確保)

第11条 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その 安全の確保を図るため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その 他必要な支援を行うものとする。

【解説】

市が行う安全の確保への支援について定めています。

誹謗中傷やプライバシーの侵害などの二次被害や、加害者からの再被害の防止に当たっては、犯罪被害者等の個人情報を適切に取り扱うことが重要となります。

市は、加害者が不当な目的で住民票の写しの交付等を利用して被害者の住所を探索することを防止するため、DV等の被害者に対し、被害者からの申出に基づき市が住民票の写しの交付等を制限(拒否)する制度(DV等被害者支援措置)について案内するなど、必要な支援を行います。

※DV等…配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為

【参考】

犯罪被害者等基本法

(安全の確保)

第15条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅(山口市営住宅条例(平成17年山口市条例第197号)第2条第3号に規定する市営住宅をいう。)への入居における特別の配慮その他必要な支援を行うものとする。

【解説】

市が行う居住の安定への支援について定めています。

犯罪被害者等は、自宅で被害にあった場合や、住所を知られて二次被害や再被害を受けるおそれがある場合など、以前と同じ住居に住み続けることができなくなり転居を余儀なくされる場合があります。

市では、犯罪被害者等が市営住宅への入居を希望する場合には、抽選時における優遇 措置の対象とするとともに、県等の関係機関の居住に関する支援制度等について情報の 提供を行うなど、速やかな居住の安定のための支援を行います。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(居住の安定)

第16条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第13条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況等について、事業者の理解を深めるための啓発活動その他必要な施策を行うものとする。

【解説】

市が行う雇用の安定への支援について定めています。

犯罪被害者等は、犯罪等の被害による直接的な心身への影響に加えて、通院や裁判、被害に伴う各種手続きなど、様々な事情によって仕事を休まざるを得ないことがあります。また、以前と同じように仕事をすることが難しい場合があります。

犯罪被害者等が、犯罪等の被害にあった後も以前と同じ職場で働き続けるためには、 事業者の配慮が必要となることから、市は事業者の理解を促進するため、啓発や情報の 提供を行います。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(雇用の安定)

第17条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(理解の増進)

第14条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況等について、市民等の理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うものとする。

【解説】

市が行う市民等の理解の増進について定めています。

犯罪被害者等を支える地域社会を形成していくためには、市民等の一人ひとりが、犯罪被害者等は犯罪等により心身へ深刻な影響を受け、以前と同じ生活を送ることが困難となることや、周囲の理解や支援を必要としていること、配慮に欠ける言動が二次被害を生む危険性があることなどを理解することが重要となります。

市では、様々な機会を捉えて、犯罪被害者等が置かれている状況や平穏な生活への配 慮、犯罪被害者等支援の必要性について広報、啓発を行います。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(国民の理解の増進)

第20条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(教育活動の推進)

第15条 市は、学校、家庭及び地域社会と連携して、生命、身体及び人権を尊重 するための教育活動を推進するものとする。

【解説】

市が行う教育活動の推進について定めています。

市では、「山口市人権推進指針」(平成23年3月策定、平成30年3月改定)に基づき、「市民一人ひとりが人権を尊重するまち」の実現に向けた施策を推進しており、具体的に取り組むべき分野別人権課題の1つとして、犯罪被害者等の権利利益の保護を位置付けています。

あらゆる世代が一人ひとりの生命や身体、人権を尊重する意識を育み、高めることが、 犯罪被害者等を支える社会の形成につながることから、市は、学校や家庭、地域社会と 連携して、人権に関する啓発や教育活動を推進します。 (人材の育成)

第16条 市は、犯罪被害者等への支援の充実を図るため、犯罪被害者等への支援 を行う人材を育成するための研修その他必要な施策を行うものとする。

【解説】

市が行う犯罪被害者等への支援を行う人材育成について定めています。

犯罪被害者等からの相談に適切に対応するためには、犯罪被害者等への支援の総合的な対応窓口の職員だけではなく、支援に関係するその他の部局の職員など、全ての関係者が、犯罪被害者等の置かれている状況等について正しく理解するとともに、様々な部局及び関係機関等の支援制度について把握する必要があります。

このため、研修の実施や参加、各関係施策の担当部局間での情報共有などにより人材 の育成に努めます。

(民間支援団体への支援)

第17条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

【解説】

市が行う民間支援団体への支援について定めています。

犯罪被害者等への支援において、民間支援団体は大きな役割を担っています。

県内では、公益社団法人山口被害者支援センターが県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けており、電話や面接での相談、裁判所等への付き添い、広報・啓発活動、支援員の養成など、様々な支援活動が行われています。

市は、民間支援団体の活動を促進するため、犯罪被害者等への各種支援制度について 情報の提供を行うとともに、支援活動の財源となる支援自動販売機の市施設への設置や、 市の広報媒体を活用した民間支援団体の活動の周知等を行います。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(民間の団体に対する援助)

第22条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の 促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものと する。

(支援の制限)

第18条 市は、犯罪被害者等への支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等への支援を行わないことができる。

【解説】

市が行う支援の制限について定めています。

犯罪被害者等に対しては、できる限り寄り添って対応することが基本となりますが、 社会通念上、市が支援を行うことが適切ではないと考えられる事案においては、犯罪被 害者等への支援を行わない場合があります。

想定される例としては、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係がある場合や、被害を受けた犯罪行為において犯罪被害者等にその責めに帰すべき行為があった場合、犯罪被害者等が山口市暴力団排除条例(平成23年条例第33号)第2条第1号及び第2号に定める暴力団、暴力団員、並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者である場合などが考えられます。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

【解説】

本条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合は、別途規則や要綱などの方法により市長が定めることとしています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

本条例の効力が発生する日を定めています。

本条例は令和5年10月4日に公布し、同日施行しました。